

ユネスコ記憶遺産事業に関する最近の動向

平成25年7月

国際統括官付

1. 第191回ユネスコ執行委員会

- (1) 日程：平成25年4月10日（水）～26日（金）
- (2) 場所：ユネスコ本部（パリ、フランス）
- (3) 関連議題結果概要：

「議題11. 文書遺産の保護及びアクセス」

○(1) 記憶遺産事業の強化のための行動計画案、及び(2) 法規範設定の必要性に関する技術的、財政的及び法的側面の予備的研究について、事務局から提案され、審議が行われた。

○多くの国が文書遺産の保護及び記憶遺産事業の強化に対しては、賛成の意を示しつつも、多数の国が現在の財政状況下での行動計画案の実現可能性、新たな法規範設定の必要性について疑問が呈された。一方、危機に瀕している文書遺産の保存は喫緊の課題であること、法規範設定については、勧告は条約よりは経費がかからず負担も少ないという事務局からの説明及び主に途上国からの要望により、行動計画案及び第37回総会で新たな法規範について審議されることとなった。なお、決議には外部資金を積極的に模索していくことも盛り込まれた。

2. 第11回ユネスコ記憶遺産国際諮問委員会（IAC）

- (1) 日程：平成25年6月18日（火）～21日（金）
- (2) 場所：光州（韓国）
- (3) 結果概要：

○ユネスコ記憶遺産登録への登録に関し、非公開にて審議が行われた。IACの勧告に基づいたユネスコ事務局長の最終判断が示され、我が国から初の推薦物件であった「御堂関白記」及び「慶長遣欧使節関係資料」の登録が承認された。

○第191回ユネスコ執行委員会において、ユネスコ記憶遺産事業の強化のための行動計画案（4目標25活動）は承認を受けたが、人的・財的資源の制約から、IACにて優先付けを行い、議論の結果、下記8つの活動を優先活動とすることが合意された。

【目標1 世界のドキュメント遺産（国内遺産を含む）の保護の重要性の啓発と貢献】

- (b)国内又は地域におけるユネスコ記憶遺産委員会立ち上げのための運用マニュアルの改良と作成、ロゴの使用、メディア行事等（2013年～2014年）
- (e)国際登録がゼロもしくは少数の地域や国における推薦作業の積極的支援
- (g)総会での採択を目的とした勧告の策定（2014年～2017年）

【目標2 デジタル化及び保護の実践に関する教育及びトレーニングプログラムの改良】

- (b)国際的な専門家団体等との連携による、デジタル保護化のカリキュラムや、高等・中等教育機関の人文／歴史学カリキュラムに組み込むためのモジュール開発
- (c)地域又は国内での実践トレーニングワークショップ（推薦準備、保護の技術的側面）

【目標3 記憶遺産プログラムの効果的实施のためのネットワーク促進】

- (b)ユネスコ記憶遺産（MoW）／世界電子図書館（WDL）間のさらなる連携拡大、Europeana（EUが公開する電子図書館ポータルサイト）及びフランス語圏電子組織（Reseau Francophone Numerique）等の他のデジタルソースへの連携の拡大
- (d)世界遺産／無形文化遺産との相乗効果の追跡（ドキュメント遺産がもたらす価値と真正性、及び3プログラムの共通点に焦点）

【目標4 記録された情報に関する管理及び保存の一体的、概念的、及び実践的デジタル化戦略】

- (b) デジタル遺産に関する2003年ユネスコ憲章の実施ガイドラインの更新

○事務局から、勧告の策定が今秋の総会で決定した場合、財的・人的資源の制限から、勧告以外の行動計画の実施に注力が難しくなることが表明された。

※現在の事務局担当官は2015年1月に任期が満了するため、退任後は、さらなる事務局のマンパワー不足が予想される。同事業が今後力を入れたいとする教育研究分野においては、長年文書の保存事業に取り組む既存の図書館、公文書館、大学等との連携による拡大が不可欠と史料。

(了)